



2. 学術界や産業界におけるABS対策支援の取組について (1) 名古屋議定書実施に対する学術分野の対応

名古屋議定書実施に対する 学術分野での対応

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構
国立遺伝学研究所 ABS学術対策チーム
鈴木睦昭 (知的財産室長)
msuzuki@nig.ac.jp



2. 学术界や産業界におけるABS対策支援の取組について

(1) 名古屋議定書実施に対する学术分野の対応

- I. はじめに
- II. 研究者が行わなければいけない対応
- III. ABS学术対策チームの対応支援の取り組み

I. はじめに (1)

名古屋議定書の日本及び各国の実施により

- ・提供国の**手続きが明確**になる
- ・国際的なお墨付きである**国際遵守証明書**が将来的に普及
ABS指針による手続きにより我が国の**適法取得が明確**になる

→**遺伝資源の円滑な利用が促進**されると期待

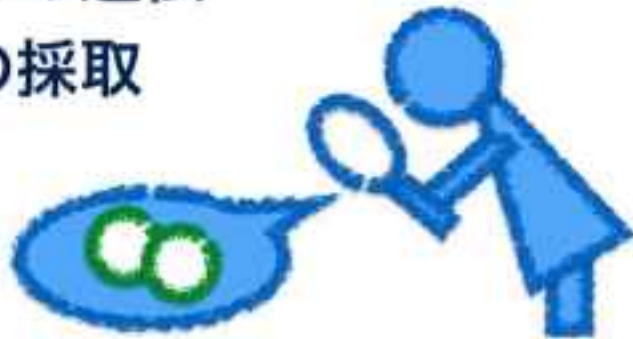
日本の国内措置である**ABS指針**は、**範囲は明確**、**義務事項は過度な負担**ではない。また、**遡及もない**

**提供国の法規制を守って遺伝資源の取得を行い、
積極的な、海外からの遺伝資源の活用を行いましょう**



このような場合に注意が必要です。

海外での遺伝
資源の採取



外国人留学生による
遺伝資源の持ち込み



海外の遺伝資源の
持ち出し



海外の遺伝資源の
送付や購入



すでに海外から遺伝資源を取得を行なっている研究者に向けて



- 1) 提供国の関連する法規制をご確認ください
情勢にはご注意、法規制が改定することもあります
- 2) 機関同士のMOU/MOA、MTAを交わすことを
推奨します
- 3) 将来的に国際遵守証明書が普及
する方向です、現状普及は初期段階ではありますが、
取得可能であれば取得し、国際遵守証明書が
ABSクリアリングハウスに掲載されましたら、
ABS指針に沿って、環境大臣に報告ください



2. 学术界や産業界におけるABS対策支援の取組について

(1) 名古屋議定書実施に対する学術分野の対応

I. はじめに

II. 研究者が行わなければならない対応

III. ABS学術対策チームの対応支援の取り組み

海外からの遺伝資源取得と利用に必要な項目

1. ABS指針の遵守

- 1) 国際遵守証明書掲載者の環境大臣への報告
- 2) 5年後のモニタリングの対応
- 3) ABS指針の範囲の提供国からの申し出の対応

2. 提供国の法規制遵守、条約への対応

- 1) 提供国の法規制に従い必要な許可を得て、遺伝資源を取得し契約に従い遺伝資源の利用を行う
- 2) 生物多様性条約の概念 (事前同意、利益配分、先住民対応) に従い、共同研究者と契約の下、リスクマネジメントを行い活動を行う

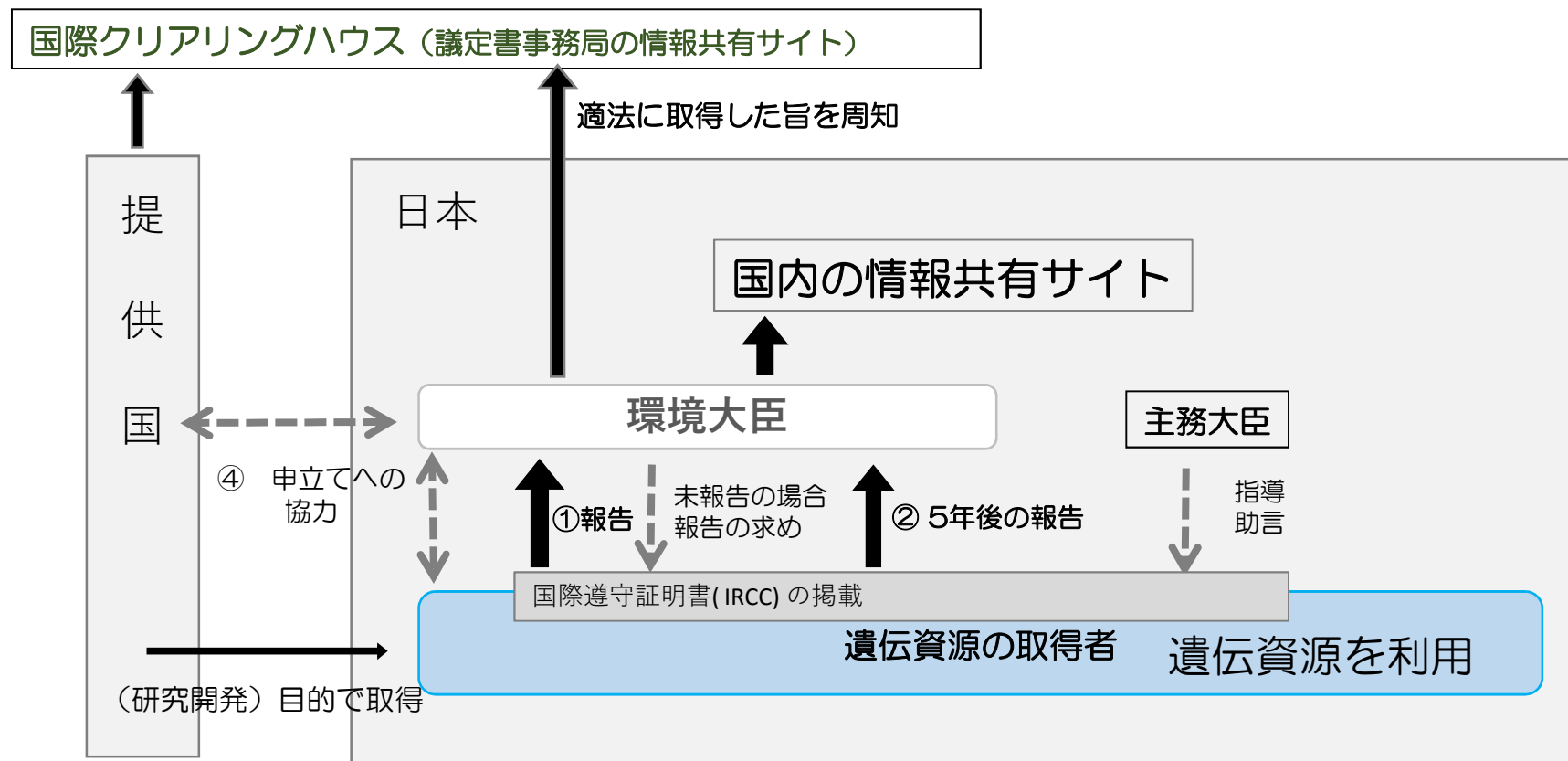
3. 生物多様性条約以外の遺伝資源移転に関する法規制等の対応

例：植物防疫法、ワシントン条約、ITPGRFAなど

1. ABS指針の遵守

指針に従い報告やモニタリングに対応する事、指針記載事項を守り行動する事

- ・ ABS クリアリングハウスに国際遵守証明書掲載の報告
- ・ 5年後のモニタリング対応
- ・ 申立てへの対応など



国際遵守証明書取得事例

メキシコから筑波大学へ植物遺伝資源ハヤトウリの分譲 ～
生物多様性条約 名古屋議定書に基づく事例～

平成29年3月9日 JST プレスリリース



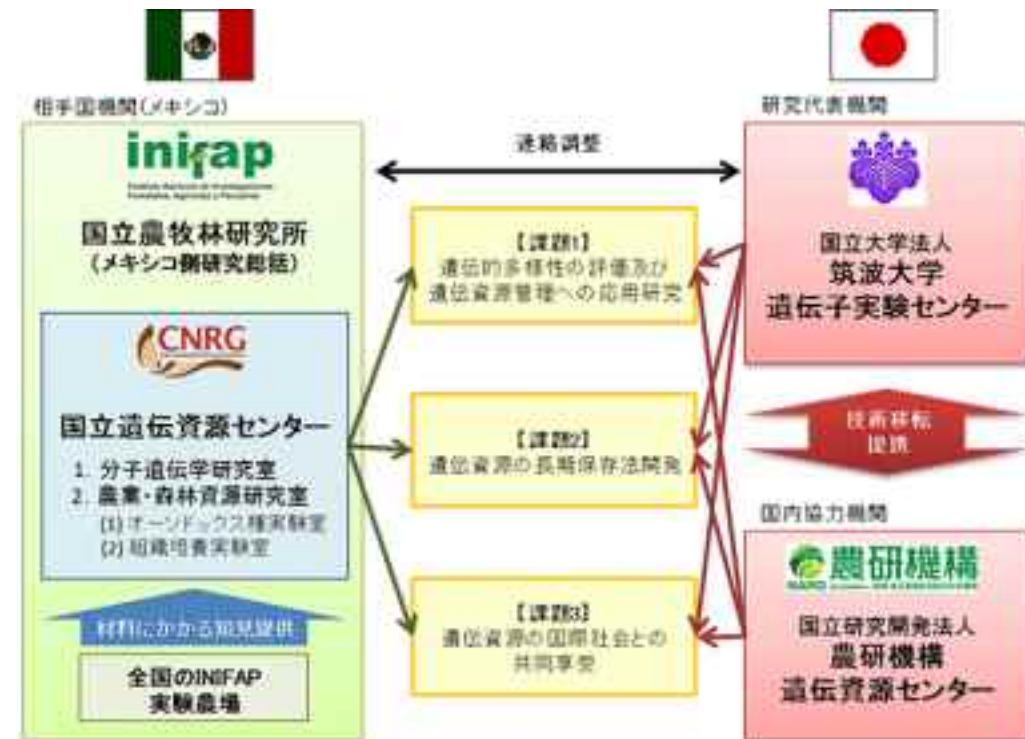
日本への分譲が承認されたハヤトウリ（実
際分譲は果実丸ごとではなく、試験管内
で組織培養された状態で行われる）

**SATREPSメキシコ遺伝資源
プロジェクトの概要**
研究課題名：「メキシコ遺伝資源
の多様性評価と持続的利用の基盤
構築」

出典 JST HPより

<http://www.jst.go.jp/pr/announce/20170309-2/>

* ABS指針施行前なので、
報告義務なし



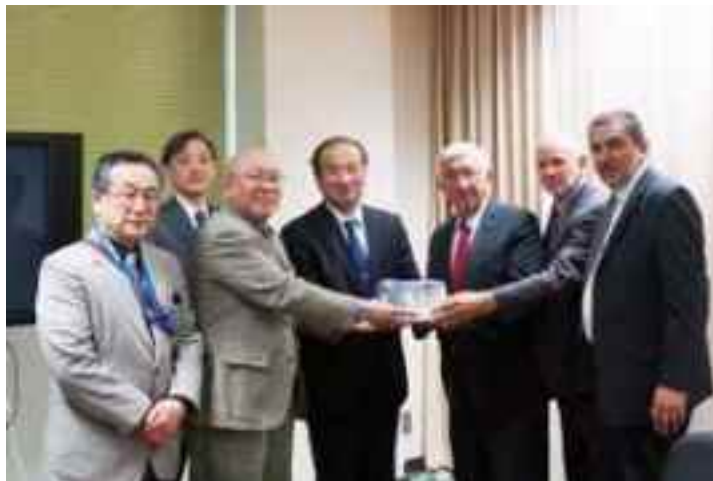
国際遵守証明書取得事例

メキシコから筑波大学へ植物遺伝資源ハヤトウリの分譲 ～
生物多様性条約 名古屋議定書に基づく事例～

平成29年3月9日 JST プレスリリース

<http://www.tsukuba.ac.jp/news/n20170315.html>

メキシコ政府から筑波大学に与えられたハヤトウリ分譲承認
名古屋議定書ホームページ
(ABSCH) より Internationally
Recognized Certificates of
Compliance (IRCC)国際遵守証明書
発行



Mexico **PERMIT TO THE MADRA PROTOCOL** **RENEWED** **ENTRY INTO FORCE: 16 OCT 2016**

INTERNATIONALLY RECOGNIZED CERTIFICATES OF COMPLIANCE (IRCC)

PERMIT OR ITS EQUIVALENT CONSTITUTING AN INTERNATIONALLY RECOGNIZED CERTIFICATE OF COMPLIANCE (IRCC)

General information Download

Country
Mexico **PERMIT TO THE MADRA PROTOCOL** **RENEWED** **ENTRY INTO FORCE: 16 OCT 2016**

ABSCH Unique Identifier
ABSCH-IRCC-MX-20M23-1

Issuing Authority (the authority responsible for issuing the permit)
COMPETENT NATIONAL AUTHORITY
National Service of Seed Inspection and Certification, Secretary of Agriculture
Guillermo Pérez Valenzuela # 127, Colonia del Carmen Ciudad de México, Deleg. Cuajalajara
C.P. 04100, Mexico
Phone: +1 525 53871100 ext. 47000
Fax: +1 52538220667 ext. 2002
Email: marcel.villanov@sego.sra.gob.mx
Website: <http://sego.sra.gob.mx/Paginas/default.aspx>
IRCC# CHA-MX-2017041-2

Details of the permit or its equivalent

Reference number of the permit or its equivalent
Resolución de autoridad de acceso a Chayote

Additional national reference or identifier
Oficio COE/DS-3454

Date of issuance of the permit or its equivalent
24 Nov 2016

Prior Informed Consent (PIC) information
Confirmation that prior informed consent was obtained or granted
Yes

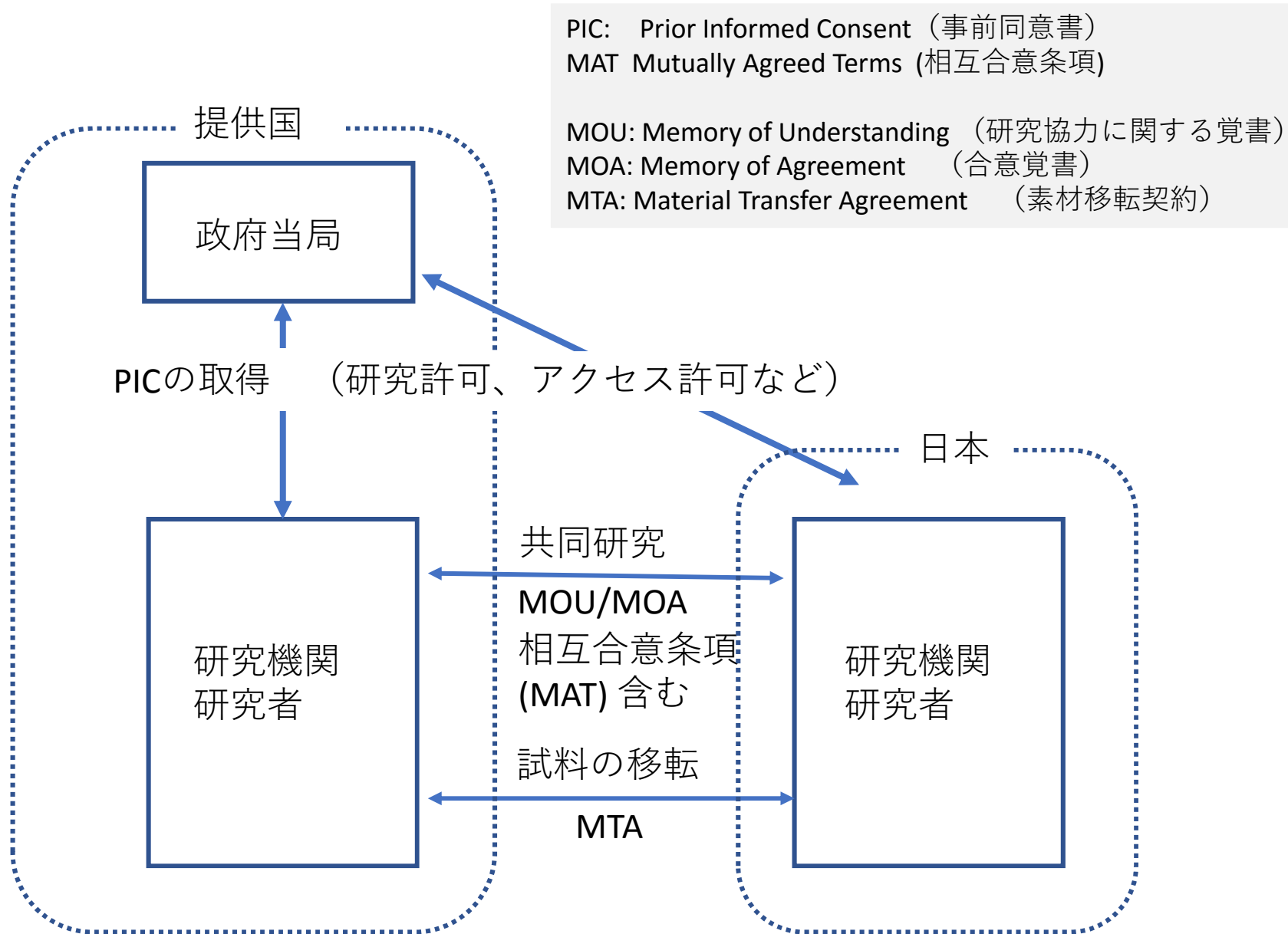
2. 提供国の法規制遵守、条約への対応

- 1) 提供国の法規制に従い必要な許可を得て、遺伝資源を取得し
契約に従い遺伝資源の利用を行う
- 2) 生物多様性条約の概念 (事前同意、利益配分、先住民対応)
に従い、共同研究者と契約の下、リスクマネジメントを
行い活動を行う

- 提供国の法律・規制を遵守し遺伝資源を取得
- 法規制に従った提供国の当局からの事前同意 (PIC) 取得
- 機関間のMOU/MOAでのMAT (相互合意条件) 設定
- 機関間のMTAによる移転

- 現地の地域住民や先住民族の配慮

進め方の一例



MOU/MOA の例

タイトル：MEMORANDUM OF AGREEMENT BETWEEN [X] AND [Y]CONCERNING JOINT RESERCH PROGRAM ON [プロジェクト名]

前文： 本契約の経緯など

1. 目的
2. 実施
3. 両者理解
4. 報告・公開
5. 知財権
6. 遺伝資源へのアクセス
7. 利益配分
8. 資金とリソース
9. 個人活動の範囲
- 10.紛争解決
- 11.契約の有効性、改訂、終了署名

MOU/MOAに
アクセスに関する条項や利益配分に関する項目を入れる

タイ王国での進め方(1)



(1) タイの共同研究契約先とMOUまたはMTAを締結する。推薦書としてCertificate Letterを出してもらう。

(2) The National Research Council of Thailand
(タイ国家学術調査委員会NRCT) に申請し、
タイにおける研究の許可を得る



(3) タイ側がABSに必要な対応を行う。

権限のある政府省庁および生物資源を所有する政府省庁
など、（すべてタイ語となり実質日本側からは困難）

現地の共同研究者（カウンターパートが重要）

タイ王国での進め方(2)

提供国法規制の一例

各国 対応する法規制が異なる。遺伝資源の種類によっても異なる。

関連する法律・規則

① The Regulation of the National Committee on Conservation and Sustainable Use of Biodiversity on the Criteria and Methods of the Access and Benefit Sharing of Biological Resources B.E.2554	全国生物の多様性の保全及び持続可能な利用委員会の生物資源へのアクセスと利益配分の基準と方法に関する規制
② Regulations on the Permission for Foreign Researchers to Conduct Research in Thailand B.E.2550 (2007)	タイ国における外国人研究者における許可に関する規則
③ Royal Forest Department Regulations for Studying or Conducting Research in Forest	研究、共同研究に関する王立森林局による規則
④ Plant Varieties Protection Act B.E.2542 (1999)	植物品種保護法
⑤ The Protection and Promotion of Traditional Thai Medicine Wisdom Act B.E.2542 (1999)	知的伝統医療保護促進法

② (8) **タイ国籍の研究者**または科学者が生物資源にアクセスする必要がある

→日本の研究者単独の採取は行わない！

インドネシアでの進め方(1)



申請方法

- (1) 研究許可をRISTEK（研究技術省）に申請（オンライン）
- (2) RISTEK が委員会(TKPIPA)で審査
- (3) 国立公園局保存区域入域には許可が必要
- (4) 国外持ち出しには、関係省庁の許可が必要



RISTEK
申請画面

インドネシアでの進め方(2)

全体の流れ

インドネシア
共同研究者・
機関

MOU/
MOA MTA

取得者
取得者機関

入域許可
国立公園局
保存区域入域許可 (シマクシ)

RISTEK
研究技術省

TKPIPA

研究許可

リサーチビザ

研究許可申請

科学院LIPI 推薦状

共同採取などで
遺伝資源の獲得

野生生物

作物

海洋遺伝資源

環境森林省

科学院LIPI

農業省、地
域社会

漁業省

研究許可 取得許可

移転許可



利益配分について

利益配分：金銭的利益と非金銭的利益配分の例

金銭的

- アクセス料金、収集、前払金
- マイルストーン支払金
- ロイヤリティー支払金
- 商業化の場合の実施許諾料
- 生物多様性の保全及び持続可能な利用の支援
- 給与、研究資金、共同事業、関連する知的財産権の共同所有

非金銭的

- 研究開発成果の共有
- バイオテクノロジー研究における協同（可能な場合は提供国で行う。）
- 製品開発への参加
- 教育訓練、データベースの受け入れ、知識と技術の移転、能力強化
- 能力開発、遺伝資源に関連する研修、科学研究報告へのアクセス
- 地域経済への貢献

論文の共著者、教育などの非金銭的な利益配分を推奨します



利益配分の事例について

フィリピン 市場における魚類多様性調査（分類学的研究）

フィリピン大学に魚類コレクションの創設

フィリピン大学スタッフの招聘・国際ワークショップ

実験技術を現地に教育するためのマニュアル作成・無料配布

フィリピンの魚図鑑を作成し、地元で無料配布

利益配分の事例

フィリピン

市場における魚類多様性調査（分類学的研究）



鹿児島大学総合
研究博物館
本村浩之 先生
の事例

利益配分

フィリピン大学に魚類コレクションの創設
フィリピン大学スタッフの招聘・国際ワークショップ
実験技術を現地に教育するためのマニュアル作成・無料配布
フィリピンの魚図鑑を作成し、地元で無料配布

フィリピン大学に魚類コレクションの創設



必要な機材・備品・消耗品を日本から寄贈

現地スタッフのトレーニング（標本作成の方法やデータベースの扱いなど）



鹿児島大学総合研究博物館
本村浩之 先生 の事例

フィリピン大学スタッフの招聘・国際ワークショップ

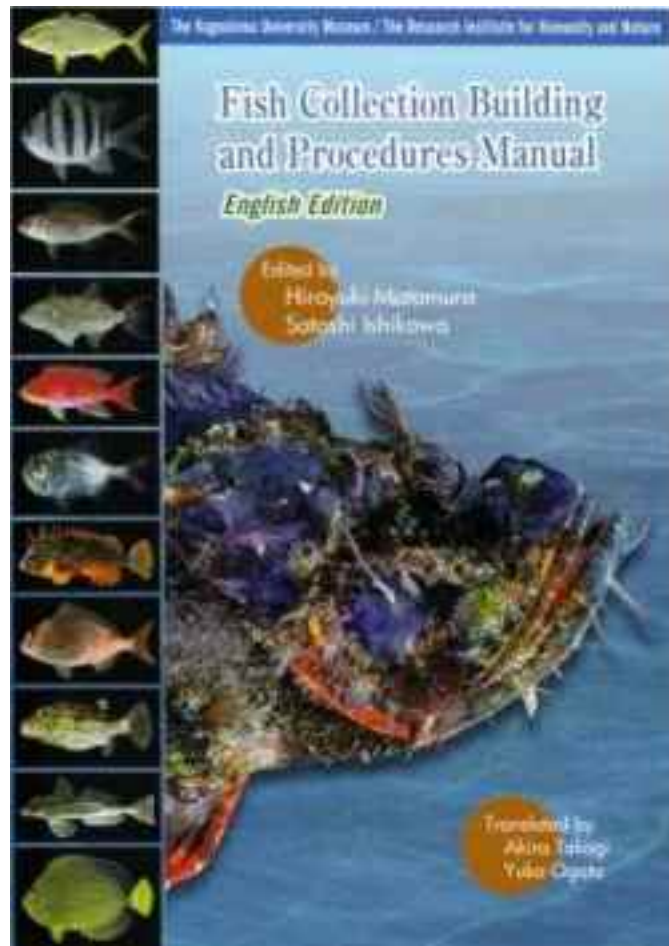


フィリピン大学のスタッフを鹿児島大学に招聘して、標本の管理方法や基礎的な研究手法の教授



鹿児島大学総合研究博物館
本村浩之 先生 の事例

実験技術を現地に教育するためのマニュアル作成・無料配布



鹿児島大学総合研究博物館
本村浩之 先生 の事例

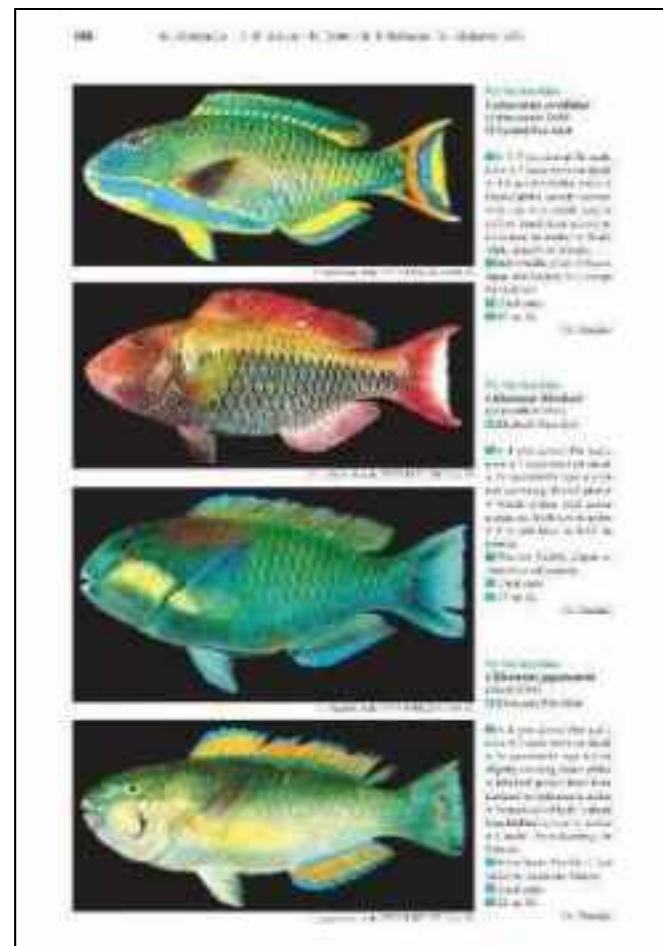
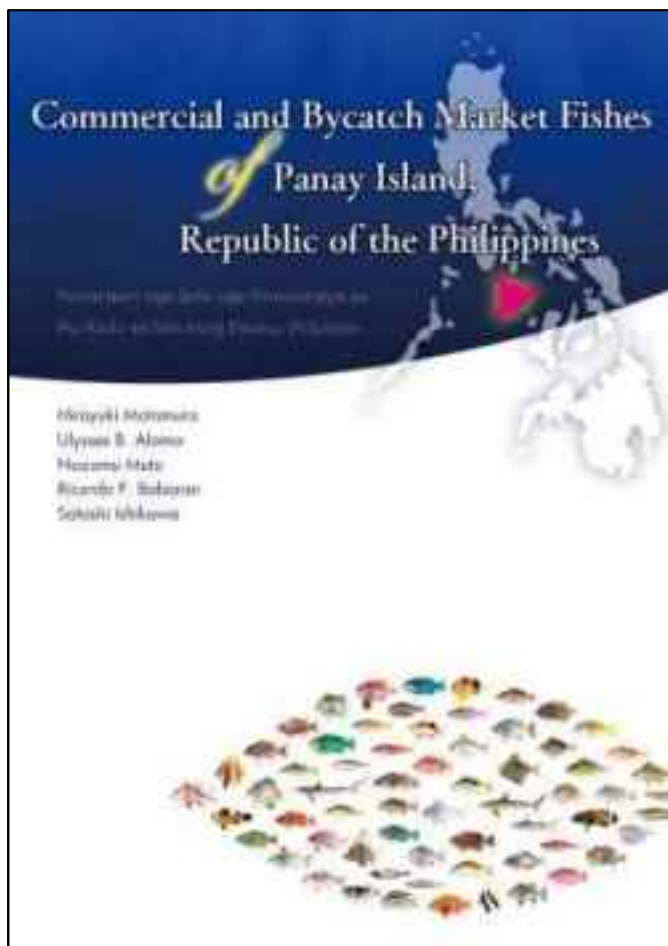
利益配分の事例

フィリピン

フィリピンの魚図鑑を作成し，地元で無料配布

著者にフィリピン人を加え作成

600種を1000枚のカラー写真

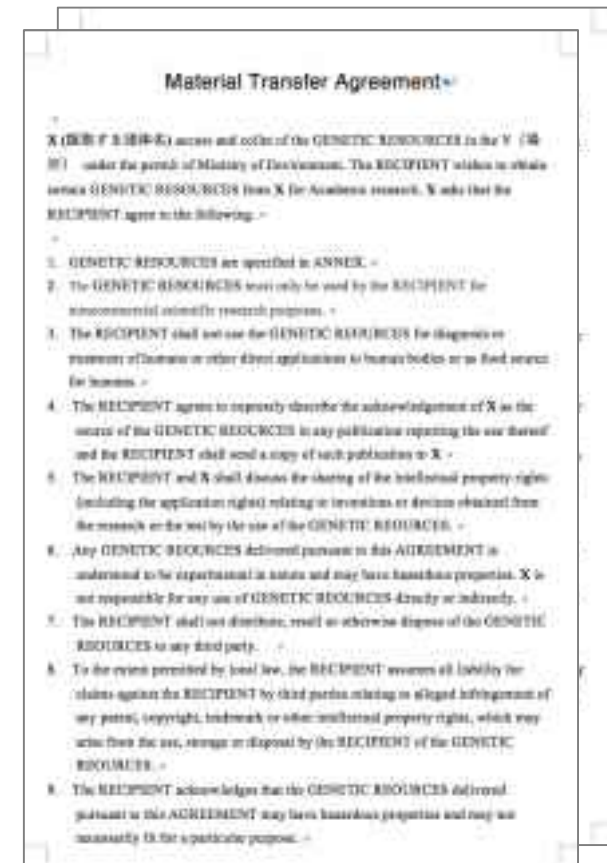


II. 研究者が行わなければならない対応

日本から提供するときの対応

提供するときのMTA

1. 日本では提供国としての措置はないことを相手に理解してもらう(環境省HP 参照)
2. 提供MTAは各研究者ではなく機関発行とする
3. 提供する遺伝資源について過剰な責任を持たない
4. 学術同士の場合は、非金銭的な利益配分を **主な利益配分とする。**
5. 研究成果の帰属(論文共著者、データ共有など)を規定する
6. 関連する法規制の遵守を記載する
7. 契約書に「両国で名古屋議定書の国内措置の有無について理解をしている」という項目を記載する



II. 研究者が行わなければならない対応

日本から提供するときの対応

環境省HP より (<http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/english.html>)

The screenshot shows the English version of the Japanese Ministry of the Environment's website. The page title is "Access to Genetic Resources in Japan". The main text states: "Based on the provision for the optional determination on access to domestic genetic resources in Article 6.1, the government made a decision not to take access measures in the guidelines. In other words, users intending to access to genetic resources in Japan are not required to acquire the prior informed consent defined in Article 1 of the Protocol." A second paragraph notes that other regulations and agreements may still apply. The navigation bar includes links for Nagoya Protocol, domestic measures, international measures, and a search bar.

第6条第1項 国内遺伝資源へのアクセスに関する条項に従い、政府は指針では、アクセスに関する措置を行うことは決定しなかった。言い換えれば、日本における遺伝資源に関して、名古屋議定書第一条に規定された事前同意（PIC）を必要としない。

しかしながら、採取、輸入する植物、動物、微生物、そのほかの生物は、既存の法令（例：保護区域、絶滅危惧種、に関する規制、検疫）、土地、種の所有者の同意の上、行う。

II. 研究者が行わなければならない対応

日本から提供するときの対応

遺伝資源の採取場所や種類によって必要な手続きを行う

国立公園やその他の保護区域 自然公園 the Natural Parks

Natural Park Act http://www.env.go.jp/en/laws/nature/law_np.pdf

[環境省HP](http://www.env.go.jp/park/doc/index.html)

(日本語)

<http://www.env.go.jp/park/doc/index.html>

(英語)

<http://www.env.go.jp/en/laws/nature/index.html>

日本の国立公園HP <https://www.env.go.jp/en/nature/nps/park/office.html>

国立公園 各地の事務所 HP

日 <http://www.env.go.jp/en/nature/nps/park/doc/>

英 <https://www.env.go.jp/park/office.html>

絶滅危惧種 Endangered Species

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

Act on Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora

<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?id=2103&vm=04&re=02>

その他

税関、植物防疫所、植物検疫所動物検疫所などへの対応が必要



2. 学术界や産業界におけるABS対策支援の取組について

(1) 名古屋議定書実施に対する学術分野の対応

- I. はじめに
- II. 研究者が行わなければいけない対応
- III. **ABS学術対策チームの対応支援の取り組み**

III. ABS学術対策チームの対応支援の取り組み

(1) 出張セミナー

ABSに関する出張セミナー

(2) ABS講習会

大学、研究機関のABS対応を支援するため、定期的に講習会を実施しています

(3) ホームページおよびメーリングリストによる情報発信 (<http://idenshigen.jp>)

(4) 相談窓口（直接支援）

海外からの遺伝資源の取得や大学のABS対応について支援を行なっています。

出張セミナー

全国の大学に無料出張セミナー、学会等で啓発活動

遺伝資源活用セミナー

京都大学国際科学イノベーション棟5階シンポジウムホール

日時 平成25年11月24日(水) 13:00~14:00

会場 京都大学後援会大会館3階

「遺伝資源の活用」に関する最新の研究成果と、遺伝資源の活用に関する国際的な動向を、京都大学の研究成果を中心に紹介する。また、遺伝資源の活用に関する最新の研究成果と、遺伝資源の活用に関する国際的な動向を、京都大学の研究成果を中心に紹介する。

13:00 開会式

13:05-14:00 講演「遺伝資源の活用に関する最新の研究成果と、遺伝資源の活用に関する国際的な動向」(京都大学)

13:20-14:00 講演「遺伝資源の活用に関する最新の研究成果と、遺伝資源の活用に関する国際的な動向」(京都大学)

14:00 閉会式

申込、申込書は、E-mail: life-respo@med.kyoto-u.ac.jp、又は、下記のReCoLiCへの申込みフォームによりお申し込みください。(申込締切4月14日(金))

主催: 京都大学研究推進-安全推進室 (RESPO)
HP: <http://respo.kyoto-u.ac.jp/>
E-mail: respo@med.kyoto-u.ac.jp
TEL: 075-752-8901, FAX: 075-752-8904
共催: ライフサイエンスコンプライアンス研究会 (ReCoLiC)
HP: <http://respo.kyoto-u.ac.jp/recolic>
E-mail: life-respo@med.kyoto-u.ac.jp

海外遺伝資源に関する 名古屋議定書の最新情報 ～大学と学術研究者はどう対応すべきか～

日時: 2017年4月19日(水) 13:30~15:45

場所: 京都大学国際科学イノベーション棟
5階シンポジウムホール
<https://impact.ict.gju.jp/sympo/yasp/access.pdf>
(京都市左京区吉田本町 京都大学吉田キャンパス本館構内)

13:00 受付開始

13:30-13:45: 「京都大学での取り組み状況」
京都大学 研究推進-安全推進室 産官学連携本部

13:45-15:45: 「海外遺伝資源に関する名古屋議定書の最新情報
～大学と学術研究者はどう対応すべきか～」
国立遺伝学研究所 知的財産室室長
A&S学術対策チーム責任者 鈴木 龍昭 氏

申込み/問合せは、E-mail: life-respo@med.kyoto-u.ac.jp、又は、下記のReCoLiCへの申込みフォームによりお申し込みください。(申込締切4月14日(金))

主催: 京都大学研究推進-安全推進室 (RESPO)
HP: <http://respo.kyoto-u.ac.jp/>
E-mail: respo@med.kyoto-u.ac.jp
TEL: 075-752-8901, FAX: 075-752-8904
共催: ライフサイエンスコンプライアンス研究会 (ReCoLiC)
HP: <http://respo.kyoto-u.ac.jp/recolic>
E-mail: life-respo@med.kyoto-u.ac.jp

ABSTRACT 名古屋議定書関連の国際動向と 学術分野での対応

日時: 2017年5月9日(火) 17:00 ~ 18:30

会場: 京都大学後援会大会館3階

2017年5月9日(火) 17:00 ~ 18:30 京都大学後援会大会館3階シンポジウムホールにて「名古屋議定書」に関する最新の研究成果と、名古屋議定書に関する国際的な動向を、京都大学の研究成果を中心に紹介する。また、名古屋議定書に関する最新の研究成果と、名古屋議定書に関する国際的な動向を、京都大学の研究成果を中心に紹介する。

2017年
5月9日(火) 17:00 ~ 18:30
後援会大会館3階

申込、申込書は、E-mail: life-respo@med.kyoto-u.ac.jp、又は、下記のReCoLiCへの申込みフォームによりお申し込みください。(申込締切4月14日(金))

出張セミナー

宮崎大学HPより



セミナーの様子



意見交換会の様子

宮崎大学HPより

5月9日（火）、講師に国立遺伝学研究所（以下、「遺伝研」）知的財産室室長の鈴木睦昭氏をお招きし、「名古屋議定書関連の国際動向と学術分野での対応」と題しABSセミナーを開催、教職員及び学生60名の参加があった（主催：宮崎大学産学・地域連携センター）。名古屋議定書の批准に伴い、今後は学術研究といえども海外の遺伝資源を入手し利用する際には「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS：Access and Benefit-Sharing）」の原則に従う必要がある中、鈴木氏には、今後大学教職員が直面する学術分野でのABS対応についてお話しいただいた。

参加者からは、「海外遺伝資源の取扱いがよく分かった」、「各国でルールが違うため、入手がスムーズに行える体制を作りたい」等の感想が寄せられた。

また、セミナーに先立ち、海外遺伝資源に関係する教職員や学生等が参加し、遺伝研との意見交換会を行い、本学教員が経験した海外遺伝資源採集手続きや今後の大学において取り組む内容等について活発な意見交換が行われた。

ABS講習会

月に1-2回

情報・システム研究機構本部 (神谷町) 開催

本年度 基礎編を3回開催

今後、実務編 専門編 を予定



HPやMLによる情報発信

www.idenshigen.jp

「ABS 遺伝研」で検索

ABS学術対策チーム

お問い合わせ
055-981-5831
abs@nig.ac.jp

ホーム | チーム紹介 | 背景 | 活動 | 相談窓口 | ライブラリー | お問い合わせ

お知らせ

カルタヘナ法及び名古屋議定書に関する説明会開催(11/10)のお知らせ
-名古屋議定書の国内推廣(ABS指針)に関する説明会の開催について-

7/2日 札幌(札幌駅前ビジネススペース)
7/27 仙台(仙台会館)
7/28 福岡(JR博多シティ会議室)
7/31 東京(千代田区立日比谷図書文化館)
8/1 名古屋(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)
8/2 大宮(新大宮ビル材料)
8/7 沖縄(沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター)
(各回共通13:30-16:30(開場13:10))

第4回ABS講習会は8月10日に開催します。
-次回、第5回ABS講習会は、7月14日開催です。続かずかとなりました。

5月22日、我が国は国連に受託書を送付しました。99署名の国・地域としての締結となりました。8月20日に締約国となり、国内推廣(指針)が開始されます。

大学等における体制構築ハンドブック(pdf)
ダウンロード

相談窓口
国内大学・研究機関向けの相談窓口

ABS講習会
毎月開催(少人数制)

出張セミナー
生物資源と法道

メーリングリスト
名古屋議定書に署名
国内機関に関する学術情報

イベント
講演会・ワークショップ etc.

お問い合わせ/アクセス
当機関へのお問い合わせ
交通アクセスはこちら

FAQ
調査報告
契約書見本(PIC/MAT)
各国情報
クリックリファレンスチャート
国際会議報告
ABSブログ
ツールキット
関連リンク

HP: 163,804ビュー
(2012年10月)

ML: 1046 参加者
(2014年5月より)

MLにご参加下さい。
週1回ニュース配信など

提供国情報の提供



各国の法規制や
PICの取り方を説明

🇨🇦 カナダ

Canada カナダ

生物多様性条約 締約国 (1993年12月29日 加盟)
名古屋議定書 未締約国

概要

関連法規

①Wild Animal and Plant Protection and Regulation of International and Interprovincial Trade Act

②Scientists Act (R.S.N.W.T. 1988, c.5-4

③SCIENTISTS AND EXPLORERS ACT

④Mammal Act

翻訳:

①カナダ野生動物植物保護法 (ABS学術対象チーム適用)

②カナダ科学者法 (ABS学術対象チーム適用)

③カナダユーズン研究探索法 (ABS学術対象チーム適用)

④カナダマナブト法 (ABS学術対象チーム適用)

連絡先

ABS についての国内の中央連絡先 (National Focal Point)

Mr. Basile van Havre
Director General, Domestic and International Biodiversity Policy
Canadian Wildlife Service
Environment and Climate Change Canada
basile.vanhavre@canada.ca

※ その他の連絡先については CBD サイトを参照
<http://www.cbd.int/countries/nfp/country-ca>

ライブラリー

FAQ

国名報告

締約国 (PIC/NAT) 更新

国名情報

インドネシア

オーストラリア

カナダ

ケニア

スイス

パルウェー

ブータン

フィンランド

ブラジル

ベトナム

ペルー

メキシコ

南アフリカ

大韓民国

英国

フィリピン

マレーシア

タイ

インド

国名登録簿

支援体制



遺伝資源取得支援

資源取得分担機関：

- ・九州大学 有体物管理センター
- ・筑波大学 遺伝子実験センター
- ・首都大学東京 牧野標本館

全国の大学の遺伝資源取得を支援をいたします

学術の総合窓口

遺伝研
ABS学術対策チーム

遺伝資源
取得分担
機関

九州大学 有体物管理センター

筑波大学 遺伝子実験センター

首都大学東京 牧野標本館

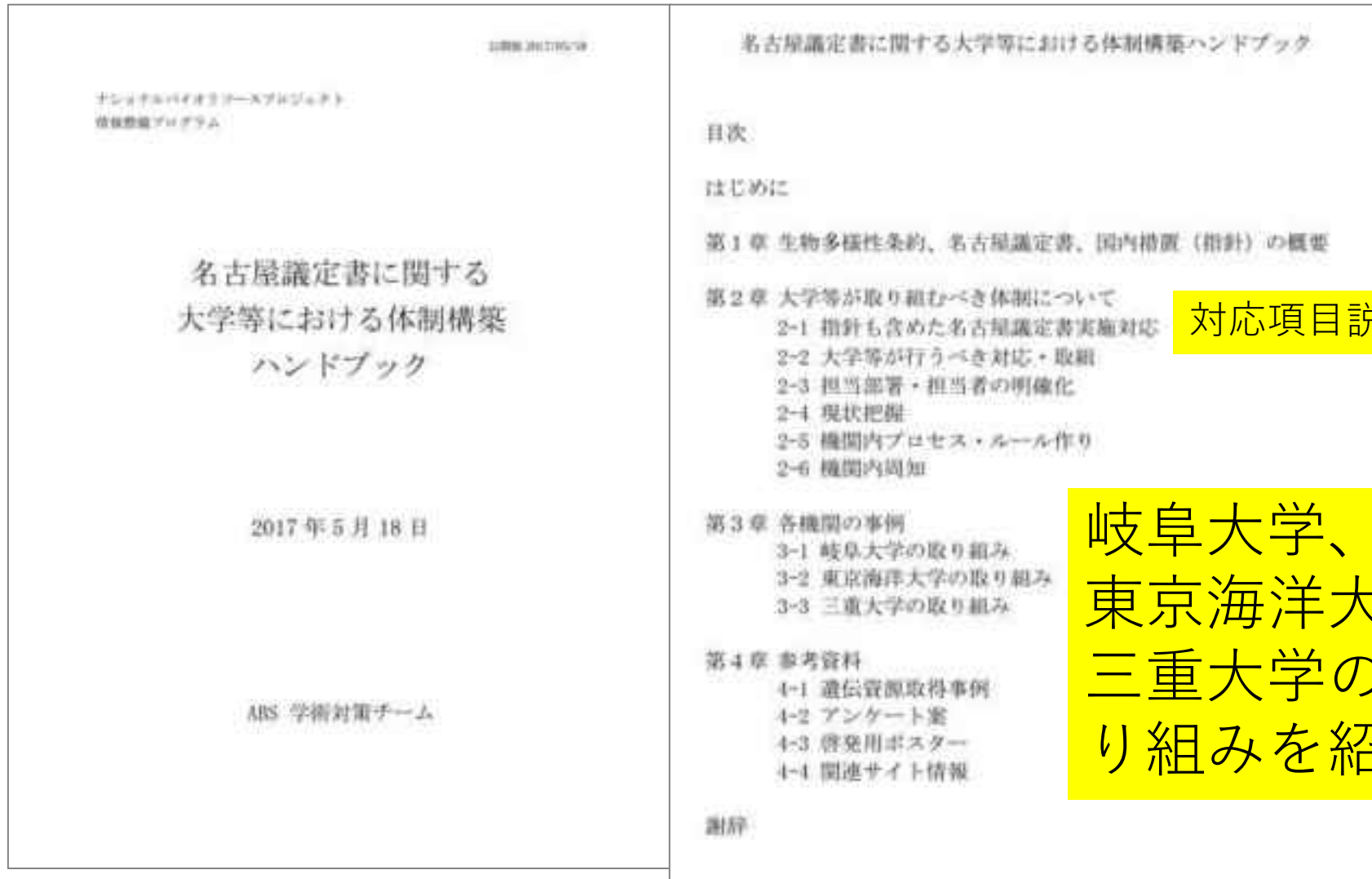
大学体制構築支援

体制構築ワーキンググループ：

- ・東京海洋大学 ・三重大学
- ・京都大学 ・岐阜大学
- ・名古屋大学 ・金沢大学(他)

名古屋議定書に関する大学等における体制構築ハンドブック

www.idenshigen.jp より、ダウンロード可能



バージョンアップで、より具体的な項目を足す予定

大学における取り組み

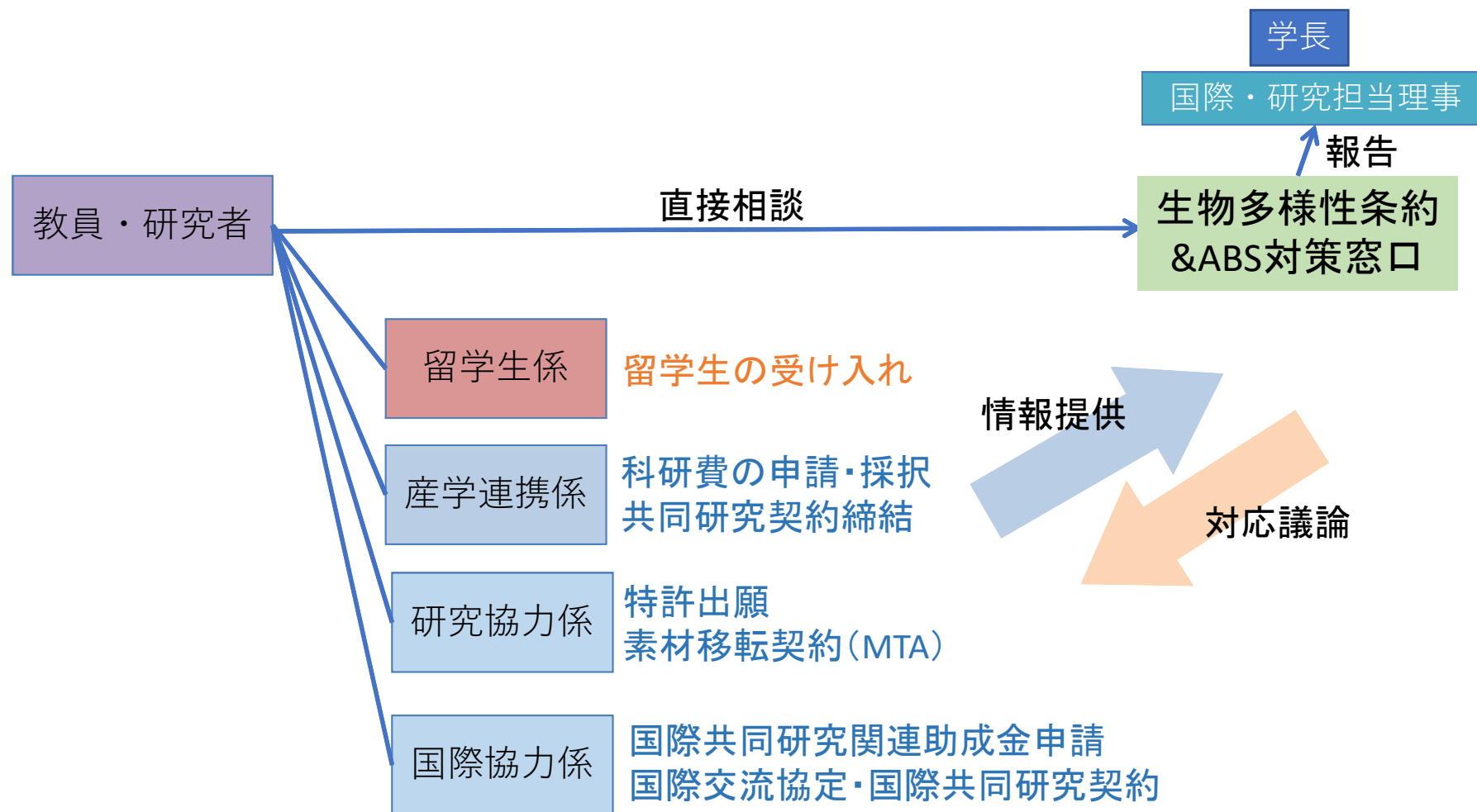
大学等における組織的な取組を進めることが必要

- ✓ 海外遺伝資源の利用状況や、関連する業務の体制・プロセス等に応じて、効果的・効率的な取組が行えるよう検討が必要

- ✓ 大学等においてまず取り組むことは、
 - ◆担当部署・担当者の明確化
 - ◆現状の把握
 - ◆学内プロセス、ルール作り
 - ◆学内周知

ABSに対する対応体制（事例）

国立大学法人東京海洋大学作成資料



- 情報は全て産学・地域連携推進機構内の対策窓口を集約
- 個々の条件に対して対応窓口が直接ヒアリング、対応を検討
- 必要であれば、教職員と連携し、相手国、カウンターパートとも交渉



2. 学術界や産業界におけるABS対策支援の取組について

(1) 名古屋議定書実施に対する学術分野の対応

ご質問・相談窓口

相談例

- 海外から遺伝資源を取得したいがどうすればいいですか？
- 私の試料は遺伝資源ですか？
- 大学の体制を構築したいけど我々の大学はどうすればいいのか？
- セミナーに来て欲しい。セミナーに行きたい。

国立遺伝学研究所
ABS学術対策チーム

abs@nig.ac.jp

055-981-5831